

新規墓地使用の申請手続きについて

大垣別院西美濃墓地において、新規に墓地使用を希望される方は、下記の手順・手続きが必要となりますので、大垣別院事務所までお申し出ください。

- 受け付け… 墓地使用をご希望の方は、大垣別院事務所にて、必要書類をお受け取りください。
1. 受付場所 大垣別院事務所
 2. 墓地所在地 大垣市静里町字村中510番1、2
 3. 総区画数 281区画(一区画:巾120cm×奥行120cm)
 4. 同一名義 2区画まで
 5. 申込区画 ご希望の区画を10日間仮押えさせていただきます。
 6. 申込資格 真宗大谷派に所属する寺院・教会、僧侶、門徒に限らせていただきます。
(「大垣別院西美濃墓地使用規則」第1条による)
 7. その他 申請には、所属寺住職の紹介が必要となります。
※所属寺がない場合はご相談ください。

- 申請手続… 正式に使用を申し込まれる場合は、次の提出書類等を大垣別院事務所に提出してください。

《提出書類等》 ※申請者が墓地使用者(名義人)となりますのでご注意ください。		
<input type="checkbox"/> 墓地使用許可申請書 … 1通	} (別院所定の用紙)	
<input type="checkbox"/> 誓約書 … 1通		
<input type="checkbox"/> 申請者の印鑑登録証明書 … 1通	} (市町村の用紙)	
<input type="checkbox"/> 申請者の戸籍謄本 … 1通		
<input type="checkbox"/> 申請者の住民票 … 1通		
<input type="checkbox"/> 墓地冥加金		
①墓地使用料	300,000円	
②奉讃会費(一区画5,000円の当年度分)	5,000円	
申込区画: 第	列第	番

- 使用区画の明示… 墓地使用の許可が出されたら、直ちに使用区画を明示してください。
- 墓標建立… 墓標(墓石)等建立の際は、墓地内施工等認可申請書を提出してください。
墓石正面には、名号(南無阿弥陀仏)を刻んでください。
なお、施工は、別院指定の石材業者にご依頼ください。

《別院指定の石材業者》

石寅 大垣市丸の内2-20 TEL 0584-81-5472

◆お問い合わせ 大垣別院事務所

〒503-0897 大垣市伝馬町11

TEL 0584-78-3362 FAX 0584-78-3328

E-mail kaisenji@ogaki-gobosan.net

受付時間 午前9時～午後4時まで(平日)